

事務連絡
令和5年5月10日

各高齢者施設・住まい
各介護保険事業所 } 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年5月1日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課他から別添のおりの事務連絡がありましたのでお知らせします。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=22&id=1039>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設サービスグループ (内線 4855)

保健・居住グループ (内線 4857)

在宅サービスグループ (内線 4843)